

平成28年 第2回定例市議会から

平成28年熊本地震関連32事業188億3,218万円など
一般・特別会計総額190億6,111万円を可決



平成28年第2回定例市議会は、平成28年熊本地震の復旧・復興を優先するために6月10日のみの開催となりました。予算案・条例議案・人事案件など提出したすべての議案について可決し、同日閉会しました。ここでは、平成28年熊本地震関連の主な経費をご紹介します。

被災者支援関連経費

避難所の設置運営関連経費

- ・避難所における食事や生活必需品の提供に要する経費
- ・仮設トイレや空調設備の設置経費のほか、体育館などの避難所での生活が困難な被災者のための福祉避難所の設置経費
- ・避難所への物資輸送に要する経費

被災者への経済的支援関連経費

- ・住家が全壊または半壊された世帯に対する災害見舞金の支給や寝具などの生活必需品支給経費
- ・今後の生活立て直しのための災害援護資金の貸付経費
- ・児童生徒に対する教科書や学用品などの支給に関する経費

農水産業復旧支援経費

- ・農業用倉庫などの復旧や農業用機械の修繕に対する助成経費
- ・農業共同利用施設や御売市場などの復旧に関する助成などに関する経費

震災廃棄物対策経費

- ・今回の震災により発生した災害廃棄物の収集運搬や処分経費
- ・被災家屋の解体や撤去に係る処理および専用コールセンターの設置経費

応急対応等経費

文化財等応急対応経費

- ・崩壊した熊本城の石垣の一部撤去や応急補修経費
- ・被害を受けた文化財などの一時的な養生に要する経費

人事案件

- 人権擁護委員 松野 文雄・松岡 謙二・森川 和憲・西本 典子
- 固定資産評価員 白石 義晴

(敬称略)

熊本市オンブズマン制度

平成27年度運営状況の報告

熊本市オンブズマン制度は、オンブズマンが市政に関する苦情を公平かつ中立的な立場で、簡易迅速に処理することにより、市民の皆さんの権利と利益の保護を図り、市政に対する理解と信頼を高めることを目的とした制度です。

平成27年度の苦情申立て受付件数は50件でした。オンブズマンが苦情処理をした件数は、前年度からの継続分11件と合わせて61件でした。

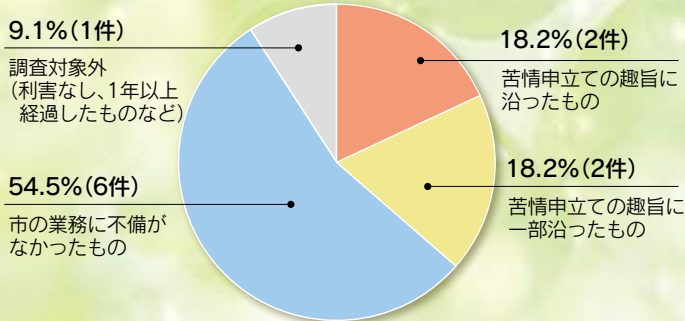
また、熊本市オンブズマン条例第7条第2項に基づく発意調査は2件行いましたが、第7条第1項第2号に基づく勧告または意見表明は行いませんでした。

行政組織別受付状況

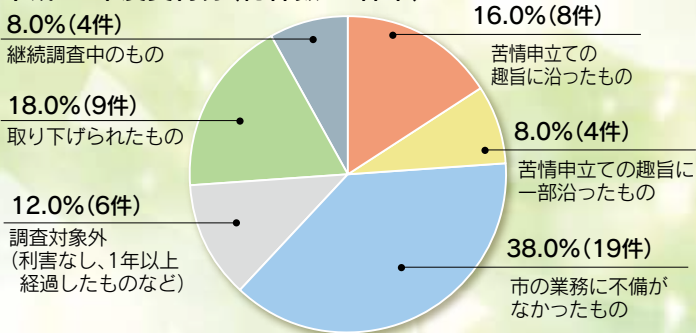
組織名	件数
市長政策総室	1
総務局	1
財政局	4
健康福祉子ども局	2
観光文化交流局	2
都市建設局	13
中央区役所	10
東区役所	5
西区役所	1
南区役所	1
北区役所	1
消防局	1
上下水道局	3
病院局	1
教育委員会	1
その他の機関	3
合計	50

寄せられた苦情処理の状況

平成26年度継続分(総件数11件中)



平成27年度受付分(総件数50件中)



改善事例 Case 1

ごみステーションで資源物の持ち去り行為を目撃し、市に通報した。市は対応すると約束したが、2週間後に同じ者による持ち去り行為を再び目撃した。市は何をしているのか。

オンブズマンの判断 巡回指導計画に入れる必要があり、すぐには対応できなかったようですが、後日、口頭で注意したようです。資源物持ち去りについて、市では取締りの強化や啓発活動を行っています。違反行為は後を絶たないようです。市民の理解を得るためにも、通報者への連絡や取締活動の実態を市民へお知らせすることが必要だと思います。

改善状況

通報者の求めにより事後報告し、巡回指導の実施状況、違反者への行政指導および行政命令などの件数を市ホームページで公表することにしました。

改善事例 Case 2

家の前の道路は、5年前に市道認定された。しかし、市がまだ所有権移転登記をしていないため、管理がおよばずいろいろと不利益をこうむっている。市は、すみやかに登記をしてほしい。

オンブズマンの判断 市の登記が進んでいないのは、市道認定後、土地の提供者から寄附の一部撤回などの主張がなされ、それに対し、円満解決を図ろうと説得を続けているためとのことです。しかし、5年も経っても登記していないのは不備と判断せざるを得ません。市にはすみやかな登記に向け、対応されることを強く期待します。

改善状況

関係した土地が3筆ありますが、内2筆については、すみやかに登記手続きを進めます。残りの1筆については、訴訟などの法的手段も視野に入れ、問題解決に努めます。

オンブズマン制度とは？

対象となる苦情って？

熊本市の仕事とその仕事に関わる職員の行為で、自らの利害に関わり、その事実のあった日から原則として1年以内の苦情です。ただし、行政不服申立てなどほかの制度を利用した場合など、取り扱わないこともあります。

どうやって苦情を申立てたらいいの？

苦情申立書(書面)を、持参か郵送、ファクス、電子メール、市ホームページのフォームメールで〒860-8601オンブズマン事務局へ希望する方はオンブズマンと直接面談もできます。事前に電話でオンブズマン事務局(☎096-328-2916)へ。※予約制。

年次報告書が完成！

設置場所/オンブズマン事務局、市政情報プラザ、区役所、総合出張所、出張所
※市ホームページからダウンロードもできます。

